

## 新市建設計画の変更について

### 1. 変更の経緯

本市は、「市町村の合併の特例に関する法律」により、市町村建設計画に基づいて行う事業等の経費について、合併から 10 年度を期限に、地方債の特例を受けています。この度、「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が施行され、その期限が 20 年度に延長されたことから、その特例の基礎となる「新市建設計画（当市の市町村建設計画）」の変更を行うものです。

### 2. 変更方針

本法律は東日本大震災による合併市町村の実情に鑑みての施行となりますので、変更は次の方針によって行います。

- (1) 現行計画の策定趣旨を踏まえ、引き続き基本方針に従い施策を推進する。
- (2) 法の趣旨を踏まえた必要最小限の変更とする。
- (3) 山武市総合計画や山武市復旧・復興計画等との整合を図る。

### 3. 変更点の要旨

- (1) 現行の計画期間を 10 年間延長し、平成 37 年度までとする。
- (2) 主要指標の見通し（人口、世帯数、就業人口）の追加修正を行う。
- (3) 合併後からの状況変化を反映させ、主要事業の加除を行う。
  - ①完了事業及び実施中事業については引き続き掲載
  - ②合併後の状況変化等から実施の見込みがない事業は削除
- (4) 延長期間である 28～37 年度までの財政計画の計画額を追加。
- (5) 近年の社会環境から不適切な表記を改める。

### 4. スケジュール

平成 27 年 12 月	議会全員協議会（変更案の説明） 地域審議会への諮問 県・事前協議
28 年 1 月	県・事前協議への対応
2 月	県・事前協議回答、正式協議 議案提出

(以上)